

「四半期決算短信様式・作成要領」の見直しの概要

1 趣旨

当取引所では、今般、企業会計基準委員会から「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成 21 年 12 月 4 日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(平成 22 年 6 月 30 日)及び新たな「四半期財務諸表に関する会計基準」(平成 23 年 3 月 25 日)が公表され、また、本年 3 月 31 日に「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 10 号)」(以下「改正府令」という。)が公布、施行されたことに伴い、「四半期決算短信様式・作成要領」について必要な見直しを行います。

また、上記に加え、本年 3 月に実施した、決算短信に係る見直しと同様の内容を四半期決算短信についても導入し、「決算短信様式・作成要領」に合わせ、「四半期決算短信様式・作成要領」の構成及び字句等について一部修正を行います。

2 新たな会計基準の適用等に伴う対応等の概要

項 目	内 容	備 考	対象様式※
1. サマリー情報			
(1) 新たな会計基準の適用及び改正府令の施行に伴う対応	○「1. (1) 連結経営成績」の欄外において、新たに「包括利益」に係る項目を加えます。	※適用初年度においては、前年同四半期連結累計期間に係る増減率の記載は不要です。	第 1 号様式 第 4 号様式 第 5 号様式
	○「1. (2) 連結財政状態」において、「1 株当たり純資産」(第 3 号様式においては「1 株当たり親会社所有者帰属持分」、第 4 号様式においては「1 株当たり株主資本」)に係る項目を削除します(上場会社の自主的な記載を妨げるものではありません。)	※TDnet においては、システム上、左記「1 株当たり純資産」等がデフォルト表示されているため、記載しない場合はカスタマイズ設定が必要となります。詳細については、別紙をご参照ください。	全様式
	○「4. その他」における「当四半期中における重要な子会社の異動」(四半期連結会計期間)を、「当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動」(四半期連結累計期間)とします。		第 1 号様式 第 3 号様式 第 4 号様式
	○「4. その他」における「簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無に関する記載の有無」を、「四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無」とします。		第 1 号様式 第 2 号様式
	○「4. その他」における「会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」を、「会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示」とします。		第 1 号様式 第 2 号様式

項 目	内 容	備 考	対象様式※
			第 4 号様式 第 5 号様式
(2) 本年 3 月に実施した決算短信に係る見直し内容の導入	○「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、新たに「四半期決算補足説明資料や四半期決算説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法」に係る記載を求めます。	※上場会社の必要に応じて、記載を求めることとします。	全様式
	○「個別業績の概要」について、上場会社が投資者ニーズを踏まえた上で、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができる取扱いとします。		第 5 号様式
(3) 表示の見直し	○「2. 配当の状況」及び「3. 連結業績予想」における欄外の注記文について、内容の明確化のため、表示の見直しを行います。	※従来の取扱いから内容の変更はありません。	全様式
(4) 所定様式の追加	○当取引所が定める「決算短信（サマリー情報）【所定様式】」として、新たに次の様式を定めます。 ・ 四半期第 6 号様式〔日本基準〕（非連結）（特定 2 Q） ・ 四半期第 7 号様式〔I F R S〕（連結）（特定 2 Q）		
2. 添付資料			
本年 3 月に実施した決算短信に係る見直し内容の導入	○従来、名証が必須の内容として開示を要請する事項としていた開示項目のうち、「当四半期中における重要な子会社の異動」がある場合の記載について、投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項へ見直すこととします。	※決算短信における「企業集団の状況」と同様の取扱いとするものです。	
3. 「四半期決算短信様式・作成要領」			
本年 3 月に公表した「決算短信様式・作成要領」に合わせた修正	○「四半期決算短信様式・作成要領」について、全体の構成及び字句等の修正を行います。	※上記 1 及び 2 に記載する事項を除き、従来の取扱いから内容の変更はありません。	

※ 第 1 号様式：日本基準（連結）、第 2 号様式：日本基準（非連結）、第 3 号様式：I F R S（連結）、第 4 号様式：米国基準（連結）
 第 5 号様式：日本基準（連結）（特定 2 Q）、第 6 号様式：日本基準（非連結）（特定 2 Q）、第 7 号様式：I F R S（連結）（特定 2 Q）

3 主な留意点

(1) 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項について

「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」とは、名証が共通に開示を求める最低限の事項を除く内容を指しており、開示の要否を判断する際には、I R 活動等を通じて上場会社が日常的に接している投資者（投資者のために投資判断情報の分析・提供を行う証券アナリストその他の情報仲介者等を含む。）のニーズを踏まえ、投資判断情報としての有用性に十分に配慮する必要があります。

上場会社の皆様におかれましては、継続的な I R 活動などを通じた投資者ニーズの把握に努め、適切な決算内容の開示に向けて、ご対応いただきますようお願いいたします。

(2) 「四半期決算補足説明資料及び四半期決算説明会内容の入手方法」の記載について

四半期決算補足説明資料や四半期決算説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）については、一般に、投資者の投資判断上の有用性が高いと考えられることに加え、投資者における情報格差を解消する観点からも、上場会社は投資者への公平な情報提供に努めることが求められています（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 4 6 条の 3）。

今回の見直しでは、新たに、四半期決算補足説明資料及び四半期決算説明会内容を投資者が入手できる場合は、その入手方法を開示できるものとなりました。上場会社の皆様におかれましては、当該入手方法の開示など、会社情報の公平なディスクロージャーに向けて積極的にお取り組みいただきますようお願いいたします。

4 適用時期

本様式・作成要領は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の第 1 四半期決算に係る四半期決算短信から適用します（早期適用はできません）。

なお、平成 23 年 3 月末日以前に開始する事業年度の四半期決算に係る四半期決算短信については、従前の取扱いに従ってください（詳細につきましては、別添 2（本様式・作成要領の適用時期）をご参照ください）。

以 上